別表　観視条件

項　目	パラメータ値
視距離	標準テレビジョン放送方式（ＳＤＴＶ）：６Ｈ （Ｈ：画面の高さ） 高精細度テレビジョン放送方式（ＨＤＴＶ）：３Ｈ
画面のピーク輝度	150～250ｃｄ／㎡
非発光画面のピーク輝度に対する比	0.02以下
黒レベル輝度のピーク輝度に対する比（暗室での測定）	0.01以下
モニタ設置場所背景輝度のピーク輝度に対する比	0.15程度
室内照明（周囲照度）	低いこと モニタ画面に照明あるいは外来光が映り込まないこと
モニタ設置場所の背景色	D_{65}
モニタ及び背景を観視する角度	ＳＤＴＶ：43°Ｈ×57°Ｗ以上 ＨＤＴＶ：53°Ｈ×83°Ｗ以上
画面サイズ	ＳＤＴＶ：20インチ以上 ＨＤＴＶ：30インチ以上

○総務省告示第三百十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注二十一ただし書きの規定に基づき、平成二十二年総務省告示第百七十四号（極微小電力でマルチメディア放送を行う放送局の設備の条件等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

第一項中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に、「第二条第二号の二の六」を「第二条第十四号」に、「放送局」を「地上基幹放送局」に、「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号）」を「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）」に、「第三章の二第一節」を「第四章第一節」に改める。

第二項中「放送局」を「地上基幹放送局」に、「第三章の二第二節」を「第四章第二節」に改める。

○総務省告示第三百十七号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、平成三年郵政省告示第一号（施設整備事業を推進するための基本的な指針を定めた件）の一部を次のように変更し、平成二十三年六月三十日から施行することとしたので、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第三条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

一の㈡の1中「有線テレビジョン放送」の下に「（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいい、電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。）を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものを除く。以下同じ。）」を加え、同㈢の2中「有線テレビジョン放送施設が」を「有線テレビジョン放送を行うための有線電気通信設備（以下単に「有線電気通信設備」という。）が」に改める。

二の㈠の1中「（昭和五十九年法律第八十六号）」を削り、「有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第五条第一項に規定する有線放送電話業者」を「放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の際現に同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第三条の許可を受けている者」に改め、同㈡中「有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第三項」を「放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第六号」に改め、同㈢の1中「（有線テレビジョン放送法第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう。）」を削り、「同条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設」を「有線電気通信設備」に、「同条第三項」を「放送法施行規則第二条第六号」に改め、同⑴中「有線テレビジョン放送施設」を「有線電気通信設備」に改める。

四の㈠の1及び㈢の1中「有線テレビジョン放送施設」を「有線電気通信設備」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部二、九〇四円（本体二、八二〇円）　（配送料別）